

| | |
|--------------|---|
| Title | 「名出於言」考 |
| Author(s) | 末永, 高康 |
| Citation | 中国研究集刊. 2010, 50, p. 84-102 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/60906 |
| rights | |
| Note | |

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

「名出於言」考

末永高康

一

新出土資料の『恒先』簡五、六に次の記述が見えてくる。

有出於或、生出於有、意出於生、言出於意、名出於言、事出於名^(注1)。

「或」より「有」↓「生」↓「意」↓「言」↓「名」を経て「事」が生成される順序を示したものである。この最初に出てくる「或」が何を意味するのかは、『恒先』全体の理解にかかわる重要な問題であるが、ここでは深入りしない^(注2)。ここで考えてみたいのは、「名出於言」句についてである。本篇の訳注を作られた季旭昇氏はこの句を（前後を含めて）次のように訳出されている。

人的言語出於「意」、事物的名称出於「言」、人的活

動職事出於「名」^(注3)。

これによれば、「名出於言」は「事物の名称は人間の言語より生ずる」ということになるが、これでは「名称（名辞）」と「言語」の関係が逆しまになってはいないだろうか^(注4)。

「言」「名」を関連づけて語るものとして、最もよく知られているのは、孔子が「正名」について語る『論語』子路篇の次の文章であろう。

名不正、則言不順。言不順、則事不成。

これを、たとえば吉川幸次郎氏は次のように訳出されている。

一一の名称が正確でなければ、言語が妥当でなくなる。言語が妥当でなければ、事務は整備しない^(注5)。

この訳出の当否はさておいて^(注6)、この訳文に対してわれわれが違和感をいだかないのは、「名称（名辞）」が組

み合わされて「言語」が構成されるという、言葉についてのわれわれの素樸なとらえかたから外れていないからである。

それに対して、『恒先』においては、「名」に対する「言」の先行が語られている。もし、この「名」が名辞であり、「言」が言語であるとすれば、名辞に先行する言語、すなわち名辞抜きに構成された言語を想定しなければならなくなる。が、これはいったいどのような言語なのか。『恒先』のこの部分のように、「言」を「名」に先行させる記述は、伝世の文献にも見ることが出来る。一つは、体内に取り入れられた食物が「氣」を生じ、それが口にあつては「言」として発せられ、その「言」でもって「名」を定めるといふ文脈で語られるものである。

・『大戴礼記』四代篇

子曰、食爲味、味爲氣、氣爲志、發志爲言、發言定名、名以出信、信載義而行之、祿不可後也。

・『国語』周語下（単穆公諫景王鑄大鐘）

口内味而耳内聲、聲味生氣。氣在口爲言、在目爲明。

言以信名、明以時動。名以成政、動以殖生。政成生殖、樂之至也。

この「名」について、韋昭『国語注』は「名、號令也」と注し、王聘珍『大戴礼記解詁』もこれに従う。しかし、

「名」に「号令」の訓が与えられるのは他に例を見ず（注7）、望文生義の嫌いがある（注8）。これが安定した訓詁であれば、『恒先』の「名」もこの義に解することができないわけではないが、そう解するためには更なる検討を要するであろう。

もう一つの例は、『韓非子』主道篇で「形名參同」を語る次の部分である。

有言者自爲名、有事者自爲形。形名參同、君乃無事焉、歸之其情（注9）。

『恒先』のように「言」から「名」が生ずるとはつきり語っているわけではないが、「言」ある者はおのずから「名」をなす、と言うのであるから、ここでも「言」が「名」に先行すると考えられているのは間違いない。

『韓非子』主道篇が道家的色彩の強いものであることは諸家の認めるところであるし、『恒先』が道家類に属する文献であることについて学者間に異論はない（注10）。すると、少なくとも道家のある一派においては、「言」が「名」に先行するようなものとして言語を発想していたということになろう。ここで考えてみたいのは、このような言語観についてである。

『恒先』の先に引いた部分だけを眺めていても、「言」が「名」に先行する理由を導き出すことはできない。そこで、『韓非子』主道篇の例から分析を始めたい。まずは、この篇の冒頭から先に引いた部分までを引いておく。

道者、萬物之始、是非之紀也。是以明君守始以知萬物之源、治紀以知善敗之端。故虚靜以待(注1)、令名自命也、令事自定也。虚則知實之情、靜則知動者正。有言者自爲名、有事者自爲形。形名參同、君乃無事焉、歸之其情。

この部分を解するに際し、「言」の「名」に対する先行は、従来ほとんど注意されてこなかったと言つてよい。その原因は、この部分が二柄篇の次の部分と結びつけて解されてきたことにある。

人主將欲禁姦、則審合刑名。刑名者、言與事也(注2)。

ここに「形名參同」の語は見えていないが、この考え方を解説したものとされる部分の冒頭部である。これによれば、「名」と「刑(＝形)」は「言」と「事」の言い換えに過ぎない。そこで、主道篇の「言」「名」「事」「形」についても、「言者、名也。事者、形也」(蒲坂圓『韓非子纂聞』)のような注解がなされることになる。今人の金谷治氏もまた主道篇を訳出するに際して、「名」と「事」

は「言」と「事」、「名」と「形」とも言い換えられる」との注解を加え(注3)、この考えを支持されているのである。

このように、「言」と「名」が等号で結ばれるのであれば、その先後を論ずることの意味は無い。せいぜい文章表現上のレトリックに過ぎないとして処理されることになる。しかし、このように二柄篇を以て主道篇冒頭部の「形」「名」を解することに問題は無いのであろうか。

両篇の關係については、二柄篇をもとにして主道篇がつくられたとする説が有力である(注4)。もしこの説が正しいのであれば、前者を以て後者を解するのは十分に正当である。だが、この説のように二柄篇を主道篇に先行させることに、論者は躊躇を覚える。というのも、主道篇に示されるような「形名」の考え方の無いところで二柄篇が作られたとするならば、二柄篇の作者が「刑(＝形)名」の語を用いなければならなかった必然性が全く無いからである。二柄篇の文章は次のように続く。

爲人臣者陳而言、君以其言授之事、專以其事實其功。

功當其事、事當其言則賞。功不當其事、事不當其言則罰。故羣臣其言大而功小者則罰、非罰小功也、罰功不當名也。羣臣其言小而功大者亦罰、非不説於大功也、以爲不當名也害甚於有大功、故罰。

以下はよく知られた典故と典衣のエピソードである。この部分においてはもはや「刑（＝形）」と「名」は対をなしてあらわれない。もし、ここに示された内容を語るだけであれば、言行の一致もしくは「功」と「名」の「審査」を言えば十分であつて、その冒頭にわざわざ「形名」の語を置く必要がないのである。

また、『韓非子』において、「名」と通常対にされるのは「実」であり、「刑（＝形）」「名」が対にされるのは、主道、二柄、揚権、難二の四篇に限られる^{〔注16〕}。「種々の論難答問を集めた^{〔注16〕}」とされる難篇には成立時期の異なる文章が混在している可能性が高いからこれを除外して考えるとすれば、道家的色彩が強いとされる主道、揚権の二篇に示されたような「形名」の考え方の存在しない場にあつて、韓非もしくはその後学が「形名」の語を以て二柄篇で語られるような考え方を表現しなければならぬ積極的な理由はない。

さらに付け加えるならば、「形名参同」は「術」の一要素であり、韓非子はこの「術」を申不害より受け継いだとされる。この申不害の「術」については、定法篇に次の記述がある。

今申不害言術、…術者、因任而授官、循名而責實、操殺生之柄、課^{〔注17〕}羣臣之能者也、此人主之所執也。

ここにも「形」「名」の対はあらわれないし、これは、輯められた『申子』の佚文においても同様である^{〔注18〕}。申不害自身が「形名」の語を以て、その「術」を語っていたとは思われない^{〔注19〕}。申不害より直接に韓非、さらにはその後学に「術」の考え方が流れ込んだのであれば、それが「形名」の語によって語られる必然性に乏しいのである。二柄篇に「形名」の語があらわれるのは、これが申不害より直接に受け継がれたものではなく、道家的な「形名」の考え方を迂回してきたものであることを暗示していると考えるべきであろう。

もちろん、このことだけで主道篇が二柄篇に先行すると決めつけることはできない^{〔注20〕}。が、主道篇を解するに際して必ずしも二柄篇の用語法をそのままあてはめる必要が無いとは言ひ得よう。二柄篇が「刑（＝形）」「名」をただちに「事」「言」に言い換えて、以後、「形」「名」の対を用いないのは、おそらくは、「形名」がバックボーンとする道家的な思考を切り離れた形で「形名参同」を語ろうとしているからである。他方、主道篇においては、この篇が「道とは、万物の始めにして、…」の語から始まっていることから明らかなように、「形名」は道家的な思考と不可分な形で語られている。この主道篇に見える「形名」を二柄篇の用語法で律しきることはできない

のである。

實際、「形」Ⅱ「事」、「名」Ⅱ「言」を受け入れる解釈者においても、主道篇の「有言者自爲名、有事者自爲形」以下を訳出するに際しては、この等号をゆるやかに解きほぐしている。先に引いた金谷氏を例に取れば、

意見のある者は自分から進んで言論をのべ、仕事をしようとする者も自分から進んで実績と言論とをつきあわうになるから、そこでその実績と言論とをつきあわせて一致するかどうかを調べることにすれば、君主自身は格別なことをしないでいて、その実情にまかせていけるのである。(強調は論者)

と、「言」を「意見」、「名」を「言論」、「事」を「仕事」、「形」を「実績」に訳し分けられているのである。

いま、『墨子』経説上篇に見える「所以謂、名也。所謂、實也」の区別を参照すれば、この訳し分けにおいては、「言」を「所謂」(言い表される内容)に、「名」を「所以謂」(言い表す形式)に当てていることになる。言語において「言い表される内容」と「言い表す形式」とは表裏一体であるから、この表裏一体性で「名」Ⅱ「言」を一方で確保しつつ、他方で両者の違いをも示すという、巧みな翻訳である。しかし、「形名参同」において「形」と参同されるのは「言い表す形式」の方なのであるうか。

次に示す中国語による訳出(注22)においては、金谷訳とは反対に「言い表される内容」の方を「名」に当てている。

臣下進言、就表達了自己的主張。臣下辦事、自然表現出一定的效果、效果和主張經過驗証相符合、君主就無所事(注22)、而使事物呈現出它們的真相。

「進言」(Ⅱ「言」)によって自己の「主張」(Ⅱ「名」)が表現されるわけであるから、ここでの「名」は「所謂」に相当することになる(注23)。

ここで、墨經に「所以謂、名也」と定義されているという理由で、「名」を「所以謂」に当てる金谷訳の方が正しいとしてしまうわけにはいかない。検討されるべきは、むしろ「所謂」と「所以謂」の区別をここに持ち込むのが正しいのかという点であろう。しばらくは、この区別を離れて、どうして「形名参同」において「言」と「名」の区別がなされなければならないのかについて考えてみたい。

三

「刑名」を語りながらも「言」と「名」の区別を解消してしまっている二柄篇は、主道篇の冒頭部ではなく、「形」「名」の出でこない主道篇後段部と同じ文章を使っ

て、「審合刑名」を説明する。二柄篇のこの部分は「言」「名」の区別がなされていないが故に、その記述に明晰さを欠いているように思える。以下にこの部分の金谷訳を示しておく。括弧内は原文との対応が明らかになるように論者が付け加えたものである。

人の臣たる者がその意見（二言）を述べると（注²⁴）、君主はその意見（二言）によってそれに見あう仕事（二事）を与え、専らその仕事（二事）についてそれに応じた実績（二功）を要求する。そして、実績（二功）がその仕事（二事）にならなかつており、仕事（二事）の内容がさきに述べた意見（二言）どおりであれば賞を与えるが、実績（二功）がその仕事（二事）に相応せず、仕事（二事）の内容がさきの意見（二言）どおりでなければ罰を与える。

ここで、直接に突き合わされているのが「功」と「事」、「事」と「言」であつて、「功」と「言」とが直接に突き合わされているのではないことに注意したい。問題は、この記述では、どうしてこの二種類の突き合わせが要求されなければならないのかはつきりしない点にある。この問題点は、ここで語られている「事」と「功」が、臣下の行ったものなのか、君主の求めたものなのかを考へることによつて浮かび上がってくる。

この訳に従えば、臣下の「言」に対して、それに見あう「事」を君主が与えるのであるから、臣下の「言」と臣下に求めた「事」が一致しないならば、その落ち度は君主の方にあることになる。靴作り職人である臣下の「王にふさわしい靴をお作りします」の「言」に対し、「ならば、われにふさわしい冠を作れ」と「事」を与えるようでは、もとよりその「功」は期待できない。これは君主の落ち度である。同様に、ここでは「事」に応じた「功」を求めるのも君主であるから、臣下が忠実にその「事」を行っているにもかかわらず、求めた「功」が実現されないならば、その落ち度もまた君主の方にある。典冠としての「事」を与えながら、同時にその典冠に王の衣の管理に関する「功」を要求するようでは、「形名参同」を行う君主とは言えぬ。よつて、ここでの記述では、臣下が語る「言」と臣下に求めた「事」と臣下に求めた「功」との間にイコールを結ぶのは君主ということになる。

他方、臣下が行つた「事」はその必然の結果としての「功」をとまなうから、臣下が行つた「事」と臣下が挙げた「功」はイコールで結ばれる。以上の關係を图示すれば次のようになる。

臣下が語つた「言」

専らその仕事についてそれに応じた実績を要求する。

傍点部は原文には直接は書かれていない、金谷氏が補われた部分である。日本語として自然な文章にしようとの配慮の上であろうが、これがあることによって、「形名参同」において君主により多くの作為を求めることになつてしまつてゐる。他方、もし臣下に「何を行うのか」と

「そのことによつて、いかなる成果を挙げることか」を明確に語らせるならば、臣下の意見に見あう仕事は何であるかを判断し、その仕事に応じた実績とは何であるかを判断する作業を君主自らが行う必要はない。君主はただ、臣下の「言」によつて、臣下の語る「事」を臣下に行わせ、その「事」によつて臣下の語る「功」を臣下に求めればよいのである。ちなみに、主道篇の対応部分の上にあるのは君主に「無為」を求める次の文章である。

人主之道、靜退以爲寶。不自操事而知拙與巧、不自計慮而知福與咎。是以不言而(注26)善應、不約而善增。

言已應則執其契、事已增則操其符。符契之所合、賞罰之所生也(注27)。

このような形で君主に無為靜退を求めるのであれば、臣下にできるだけ多くを語らせて、君主はただその認可と賞罰においてのみその作為をはたらかせるべきであろう。少なくとも主道篇の文脈においては、臣下には「功」に

関する「言」も語ってもらわなければならない。二柄篇はこの文脈から切り離されたところで、かつ、「事」に関する「言」から「功」に関する「言」を十分に切り離さずに「形名参同」を語るから、その論の明晰さを欠くことになつてゐるのである。

論者の考えでは、この「功」に関する「言」が、すなわち「名」である。より正確に言えば、何かを行うという言明(Ⅱ「言」)の内に(明示的であろうが、陰伏的であろうが)示されている、その行為の結果(Ⅱ目的(注28))に関する部分が「形名参同」における「名」であると考ええる。

この「名」については、「王にふさわしい靴をお作りします」のような比較的単純な言明においては、これを「言」から区別して考える実用的な意味はほとんどない。「言」を聴けば即ち「名」が分かるからである。しかし、語られる事態が複雑になればなるほど、「言」の内に「名」を読み取るのが難しくなってくる。二柄篇より例を取れば、「夫れ慶賞賜予は、民の喜ぶ所なれば、君自ら之を行へ。殺戮刑罰は、民の悪む所なれば、臣請ふ之に当たらん」という子罕の「言」が、はたして本当に「民衆を君主に親しませる」という「名」において語られたものであつたのか。この「言」に隠された「名」を読み誤つた宋君

は子罕に政を奪われることになるのである。

臣下が君主を欺くパターンはいくつかあるが、「名」との関わりで言うならば、その一つは「名」のみ語って、その具体的な方策を語らないことよって君主を欺くものである。たとえば、軍の指揮権を握ってクーデターをくだでようとする臣下は、戦術については細部を語らず、敵城を落とすという成果のみを強調して軍を動かす裁量権を君主から得ることを考える。このような臣下を信頼して軍を動かさせるならば、敵城に向かうはずの軍勢がやがては自分の城を取り囲んでいるのを目にするようになるであろう。もう一つは、「名」を隠すことよって君主を欺くものである。上の子罕の「言」がその一例である。臣下の進言することが、結果として何をもちたらずのか、言い換えれば、それを語る臣下が何を目的としてそれを語っているのかを十分に見ぬことなしに、臣下にその事を行わせる君主は危い。この危さから逃れようと思うならば、臣下が真に何を目的としているのが明らかになるまで臣下にことを語らせなければならぬ。臣下がことを行うに際しての裁量権を限定して君主の許したことだけを行わせなければならぬし、その許されたことだけを通じて、まさに約束した成果だけを果たすようにしむけなければならない。そのための「術」

が「形名参同」である。

このように「形名参同」をとらえるならば、主道篇で「名をして自ら命らしめ、事をして自ら定めしむ」と言われ、「言有る者は自ら名を為し、事有る者は自ら形を為す」と言われる理由も明らかであろう。何かを進言してくる臣下に対しては、それが結果として何をもちたらずのか、その「名」について臣下自らが語り出すまで（語るに落ちるまで？）君主はじつと話を聞いていなければならないし、臣下の行うことに関して、それが最終的にどのような結果をもたらすのかを見守った上で、君主はそのことについての当否を判断しなければならない。また、臣下の語るものが、表面上自分の望むものであるからといって、そこでその言葉を聞き入れてはならないし、臣下の行うことが、とりあえず自ら望む結果を示したからといって、そこでその行いを評価してはいけない。その言葉が真に何を目的としているのか、その行いが最終的に何をもちたらずかを見極めなければ、君主は臣下の策に陥ることになる。何かを語る者は、その目的とするもの（「名」）を最後まで隠し通すことはできないのであるし、何かを行う者は、そのもちたらず結果（「形」）を最後まで覆い隠すことはできないのであるから、その「名」と「形」を両手に握って突き合わせることによつ

て君主は臣下を御するのである。

四

ここで、「言」と「名」、「事」と「形」について少しく整理を加えたい。先に、「事」に関する「言」と、「功」に関する「言」を区別して、後者が「名」であるとしたわけであるが、すでに触れたように、この二つの「言」は常に明確に区別して語られるとは限らない。「××を実現するために、○○を行う」という形で語られているのであれば、「××を実現する」の部分が「名」であると一応は言えようが、この場合でもこの「名」が本当に「○○を行う」と対応しているかどうかが問題となる。君主を陥れようとする臣下は、君主の望むような「名」を掲げ、一見それを実現するような「事」を言いながら、別のことを目論むのである。とすると、通常の場合、「名」は「言」の内に隠されていることになる。同様に、「形」もまたある意味で「事」の内に隠されていると言える。「事」が完全に完了してしまえば、その結果としての「形」は明らかとなるが、「事」が進行中の時において、その「形」はまだ姿を現していない。しかし、姿を現していないからといって、そこに「形」が全く存在していないとは言

えない。ものをよく見ぬく人は、まさにその推移する「事」の内にその「形」を見ぬくのである。この意味で「形」は「事」の内に隠されていると言える。

この「事」と「形」との関係は、近似的に「動作」（もしくは「動作」の集まりとしての「行動」と「行為」との関係に置き換えられよう。単なる「動作」や「行動」が「行為」に転ずるのは、主としてそこに目的が読み込まれることによつてである。たとえば、「大通りに出て右手を挙げて振る」という「事」をする人がいたとする。その「事」をこのように記述する限りはそれは単なる「動作」または「行動」の記述に過ぎない。それがしばらくすると、その人のところにタクシーが止まったとする（これがその「事」の結果としての「形」である）。その時、その「行動」は「タクシーを呼ぶ」という「行為」として理解されることになる。この場合、その「動作」や「行動」と別に「タクシーを呼ぶ」という「行為」が為されているわけではない。その意味で「動作」と「行為」は一体である。が、両者は同一のものとは言えない。それは同じ「動作」が「通りの向かいの人もまた手を振って去つていった」という結果をもたらしたのであれば、それが「別れのあいさつ」という別の「行為」となることから分かる。「事」はその「形」を待つて「行為」として

確定するのである。もちろん、この場合、最終的な「形」が定まらなければ、「動作」や「行動」が「行為」とならないというわけではない。手を挙げている人に向かって「何をしているのですか」と尋ねて「タクシーを呼んでいるんです」とその目的（＝「名」）が返ってくるのであれば、それは「タクシーを呼ぶ」という「行為」として解されるわけである。しかし、それが本当に「タクシーを呼ぶ」という「行為」であるかどうかは、その「行動」の結末を見届けなければ分からないのである。

この「動作」「行動」と「行為」とを用いて、「言」「名」「事」「形」を近似的に言い換えるならば、次のようになる。

「言」：行いを「動作」または「行動」として記述するもの

「名」：行いを「行為」として記述するもの

「事」：「動作」または「行動」としての行い

「形」：「行為」としての行い

上の例で言えば、「大通りに出て右手を挙げて振る」と記述するのが「言」であり、それを「タクシーを呼ぶ」と記述するのが「名」である。また、先の子罕の「言」について言えば「民衆に対する支配権を自らの手中に収める」というのが、おそらくは、その本来の「名」であつ

たであろう。

この「名」には、「タクシーを呼ぶ」のように価値的に中立なものもあるが、多くの場合、ある価値判断をともなっている。たとえば、「ある団体がある政治家に金銭を渡した」という「事」に対して、これに「寄付」という「名」を与えるか、「贈賄」という「名」を与えるかでは、その行いに対する評価が全く異なってくる。同じ行いが「スキンシップ」の「名」を得るか、「セクハラ」の「名」を得るかなども同様である。そして、われわれが生活をjする上で常に気にかけている名とは、実はこのような「名」なのである。「動作」を記述する「歩く（歩き）」や「走る（走り）」が名であること、「馬」や「犬」といった物の名前もまた名であることは誰もが知ってはいるが、文法学者や哲学者などでもない限り、そのような名に注意を向けることは普通はない。だが、自分の行いがどのような「行為」として理解され、どのような「名」を与えられるかについて無関心でいることは難しい。それぞれの行いにどのような「名」が与えられるかは、まさにその人の「名誉」や「名声」にかかわる問題だからである（注2）。

このように考えるならば、「形名」を語るものが、行いを「行為」として語るものに対して「名」の呼び名を与

えた理由もある程度想像できよう。幼君にかわつて政務を執り行ふことが「補弼」の「名」を得るか、「篡奪」の「名」を得るか、彼らにとつては、この「補弼」や「篡奪」のような「名」こそが最も名らしい名、典型的な名として意識されているのである。そして、このようなものが典型的な名として意識される以上、名があつまつて言語を構成するといった言語観が導かれることは無い。逆に「言」が積み上げられることによつて、そのなかからおのずと「名」が浮かび上がつてくるといったような、「言」と「名」の關係が導かれることになるのである。

ここまで論じ来たれば、本論の冒頭部に引いた『大戴礼記』や『国語』の例も理解し易くなるであろう。『大戴礼記』の「言を發して名を定む」とは、上の例を用いれば、たとえば、幼君にかわつて政務を執り行ふことについて自ら語り、それが決して「篡奪」などではなく、「補弼」の「行為」であることを自ら語り明かすことである。これが本当に「補弼」であつて「篡奪」ではないことは、後の行いによつて明らかにしていくしかないのではあるが、まずは言葉のレベルにおいて「言」を積み上げることによつて、「補弼」であるとの「名」を定めるのである。そして、「補弼」であるとの「名」が定まることによつて、人々からの信頼を勝ち取ることになる。それが「名以て

信を出す」である。『国語』の「言以て名を信にす」は、この二句を縮めて表現したものと見てよいであろう。これらの「名」を旧注にしたがつて「号令」と解する必要は必ずしも無いのである。

五

「言」を「名」に先行させる考え方について、これである程度明らかにすることができたと思われるが、ここで問題となるのは、「言」の前に置かれる「意」もしくは「志」と「名」との關係であろう。行いを「行為」として記述するということは、通常、その行いがなされる意図や意思が明らかになるような形でその行いを記述することであるから、ここでの「名」は却つて「言」より先にある「意」や「志」に近づくことになる。とすると、「意」(「志」) ↓ 「言」 ↓ 「名」の順序を与えるよりは、「意」(「志」) ↓ 「名」 ↓ 「言」とした方がふさわしいようにも思えてくるのである。すなわち、ある意思が心の中に芽ばえて、それが意識され言語化されて「名」となり、その「名」に向けて具体的に行うのかを考え(Ⅱ「言」)、それを行動に移す(Ⅱ「事」)、とした方が、われわれが行動を起こすに至る過程の記述として適切で

あるようにも思えてくるのである。

ここで考えるべきは、主観的な意図と、その意図にもとづく行動の導く結果が常に一致するとは限らないという点である。

たとえば、^{くつ}履を作るとする。くつを作るという「行為」に先立つ、言語以前の「意」「志」がどのようなものであるのか論者には不明であるが、これを言語化して、かりに「くつを作ろう」という意思だったとする。これが「言」として立ち現れてきた段階とは、くつ作りの一連の作業の工程表を思い浮かべるのが、それに相当しよう。これを言葉で語ればくつの完成へと向かう一連の行動が「言」として語られるわけである。そこで、この一連の行動に「くつ作り」との「名」を与えて、実際に作り始めたとする。そして、この「言」の通りに「事」を行って所期の通りにくつが出来上がったとすれば、この場合には言語化された「意」「志」と「名」との間に乖離はないことになる。この場合は、むしろ、言語化された「意」「志」がすなわち「名」であり、その「名」に向けて考え出された行動計画が「言」であるとして、「名」を「言」に先行させてしまった方が考え方としてすつきりする。

しかしながら、他方、その工程表・行動計画（Ⅱ「言」）の通りに「事」を行ったのに、出来上がったものを見て

みると、どう見ても履^{くつ}ではなくて^{あじか}贅でしかなかったという場合もでてこよう。粗忽な人の仕事とは往々こういったものである。この場合、その行動計画（Ⅱ「言」）に与えるべき「名」は実は「あじか作り」だったということになる。この場合には、主観的な意図としては「くつ作り」をしているわけであるが、その行動計画（Ⅱ「言」）が「くつ作り」の「名」に値せず、その結果においても主観的な意図が実現されていない。

このような場合があることを考慮するならば、人はずらの立てた行動計画（Ⅱ「言」）に対して、それがいかなる「名」を持つものであるのかを慎重に見極めなければならぬことになる。この「意」「志」が主観的な意図に過ぎないとすれば、「名」はその「言」に基づいて行われる「事」において期待される結果を客観的に語るものであると言える。少なくとも慎重な人の行動においては、行動計画（Ⅱ「言」）を考え、その「言」の「名」を見極めた上で、そこではじめて行動に移るのである。この意味で、われわれが行動を起こすに至る過程の順序としても、「言」は「名」に先行すると言えるのである。『恒先』や『大戴礼記』が「意」（志）↓「言」↓「名」の順序を与えているのは、おそらくは、このように考えてのことであろう。

さて、ここまで『韓非子』の記述を足がかりにして、

「言」「名」「事」「形」について考察してきたわけであるが、最後に、ここでの「事」を「物」に置き換えてみたい。「名有るは万物の母」(『老子』第一章)と言われる時の「名」を有する「物」どもに、である。というのも、『管子』心術上篇の「物固より形有り、形固より名有り」のように、一部の道家系の文献では、「物」は「形」と「名」とをともなうて生成されると考えられているからである。

先の「言」「名」「事」「形」についての近似的な言い換えを参照すれば、「言」「名」「物」「形」は近似的に次のように言い換えられるであろう。

「言」…「物」についてその様々なあらわれを記述したもの

「名」…「物」についてそれが何であるかを記述したものである

「物」…「物」(様々なあらわれをする何ものか)

「形」…「物」の様々なあらわれ

「事」と「形」の関係が、「物」と「形」では入れ替わっ

ているが、これは「事」の場合はその結末をその「事」の「形」(あらわれ)と表現することができるのに対して、「物」の「形」の場合はまさにその「物」のあらわれしか指し示せないからである。よって、ここでは「物」に「名」が、「形」に「言」が対応する。

われわれはそれが何ものであるか知らない「物」についても語ること(＝「言」)はできる。得体の知れない化け物に遭遇して「全身毛むくじやらで人の三倍くらいの大きさだった」と語るなどがそれである。しかし、その「名」を知らない以上、その化け物について知っていることにはならない。その「名」を言うということは、その「物」についての様々な語り(＝「言」)を一つに括って、その「物」がまさに何ものであるかについて明らかにすることなのである。ここにおける「言」と「名」の関係は、くつを作る一連の行動についての「言」を一括りにして「くつ作り」との「名」を与える時の「言」と「名」の関係に等しい。

「名」がこのようなものとしてイメージされる以上、名辞が組み合わせられて言葉となるといった言語観は導かれない。この場合、「言」を積み上げたものがそのまま「名」になるわけではないし、「名」の組み合わせが「言」となるわけではない。敢えて言えば、「名」と「言」から言葉

は成り立っているのである。「物」が「名」と「形」をもなつて生成されるというのも、この言語観と表裏をなす。もし「物」が「名」をもなつていなければ、われわれはその「物」の存在を語るができない。「馬」という「名」があるからこそ、「馬有り」と「馬」の存在について語ることができるのである。しかし、「名」だけでは、その「物」について、それが速く走るものであることも、たてがみを持つものであることも語れない。その「物」が「形」をもなっているからこそ、われわれはそれを「言」によつて言い表すことができるのである。

この言語観は、動植物の自然種を「物」の典型として考へる時、最もよく理解できるであろう。われわれは「名」を知らぬ動植物について、その「名」を知ろうと思ふならば、そのさまざまなあらわれ（形態的・生態的特徴）を記述して（すなわち、「形」を「言」で記述して）、その「名」を知る人や、その「名」を記す図鑑等にあたる。この図鑑などはその図版を除いてしまえばまったく「名」と「言」とだけから成る書物と言つてよい。そして、その「言」の記述が、これまで知られているどの「名」とも対応しない時、われわれはその「言」によつて記述される「物」を新種として新たに名付けるのである。ここにも「言」の「名」に対する先行があらわれている。も

つとも、『管子』心術上篇などでは、「形と名は、道から万物ができる」と、そこにおのずからにできるもの（註30）と考へられていて、「名」は人が名付けるものではない。この生成の順序において「名」は人の語る「言」に先行する。ではあるが、その本来の「名」を知るとされる「聖人」を除いた人、すなわち、ある「物」についていまだ「名」を知らぬ人よりすれば、「言」を通じて「名」に至る以外に道はない。この意味で「言」は「名」に先行しているのである。

この「言」を「名」に先行させる言語観は、名といふものの一側面をよくとらえているようにも思う。だが、これをわれわれが名と通常考へているものに広く適用するとなると、たちまち困難にぶつかることになる。例えば「松」や「柏」が「物」の「名」であるとして、この「物」の「形」を記述する「言」の内に用いられる「葉」「花」「種」等々は「物」の「名」ではなくなるのか。「松」「種」等々は「物」の「名」ではなくなるのか。また、「松」や「柏」があつまつてできる「林」や「森」などは「形」と「名」をもなつて生じてきた「物」の一つなのか否か、等々。だが、これらの問いは、「言」と「名」というよりは、むしろ「物」についての問いに属するであろう。すなわち、この世界が生成される時、何が「物」として生成されたのかについての問題である。

この「物」についての考察は今後に期したいと思う。

注

- (1) 『上海博物館藏戰國楚竹書(三)』(上海古籍出版社、二〇〇三年)。ここでは仮借字を通行の文字に改めてある。なお、二つの「意」は原文ではともに「音」。これを「意」に読むことについては、季旭昇『《上博三·恒先》「意出於生、言出於意」説』(『中国文字』新三〇期、二〇〇五年)、及び同氏『恒先』訳釈(同氏主編『上海博物館藏戰國楚竹書(三)』《讀本》(台湾・万卷楼、二〇〇五年)所収)参照。
- (2) 「或」字の解釈を含む『恒先』研究の現状については、曹峰『《恒先》研究綜述—兼論《恒先》今後研究的方法』(『中国哲学史』二〇〇八年第四期)参照。
- (3) 季氏前掲訳釈二〇二頁。
- (4) 浅野裕一『古代中国の宇宙論』(岩波書店、二〇〇六年)第三章・第三節『恒先』の宇宙生成論(九十七頁でも「言語から名称が発生し」と季氏とはほぼ同様の訳を与えている。同書の一一一頁では「言語によって万物に命名」するとも言われているが、万物に命名する以前の「言語」には万物の名はまだ存在していないはずであるから同様の疑問が生ずる。なお、浅野氏は、「言語によって万物に命名」する主

体を「恒」であると推定されているが、ここでは『恒先』のこの部分の「或」から「事」に至る系列について、季氏等に従い「人文世界」についての記述であると考ええる。

- (5) 吉川幸次郎訳注『論語(中)』(朝日文庫中国古典選4、一九七八年)。
- (6) 曹峰『中国古代における「名」の政治思想史研究』(東京大学文学部大学院人文社会系研究科二〇〇四年度博士論文)下篇第一章「孔子「正名」の再検討」参照。
- (7) 宗福邦等編『故訓匯纂』(商務印書館、二〇〇三年)三二一—六—七頁参照。
- (8) 韋昭がこの訓を与えているのは、下文に「出令不信」とあることによると思われる。
- (9) 『韓非子』のテキストは四部叢刊所収の影宋乾道鈔本を用いる。
- (10) 前掲曹峰論文(二〇〇八)参照。
- (11) 原文「故虚静以待令」。蒲坂圓『韓非子纂聞』引く片山世璠説により「令」字を削る。
- (12) 原文では「刑名」二字は重複していない。陶鴻慶『説諸子札記』等により「刑名」二字を益す。また原文の「異」字を顧廣圻(『説諸子札記』引く『韓非子識誤』)等により「與」に改めた。
- (13) 金谷治訳注『韓非子(第一冊)』(岩波文庫、一九九四年)。

なお蒲坂、金谷氏ともに直前の「令名自命也、令事自定也」に対する注ではあるが、この注は「有言者自爲名、有事者自爲形」にまで及んで見ると見てよいであろう。ちなみに依田利用『韓非子校注』では、「令名自命也、令事自定也」を用いて、「有言者自爲名、有事者自爲形」に注している。

(14) 木村英一『法家思想の研究』（弘文堂、一九四四年）附録「韓非子考証」二二—四頁、小野沢精一「法家思想」、『講座東洋思想』4（中国思想Ⅲ）東京大学出版会、一九六七年）一八三頁、内山俊彦「漢初韓非学派と道家思想——韓非子」

主道・揚権・解老・喻老四篇をめぐって——（『山口大学文学会志』第二十五卷、一九七四年）注十七参照。

(15) 高山節也「法家における形と名」（『佐賀大学教育学部研究論文集』第二十八集第一号（I）、一九八〇年）参照。

(16) 木村前掲書二〇六頁。

(17) 原文は「諫」に誤る。道藏本等により改める。

(18) 馬国翰輯『玉函山房輯佚書』子編・法家類『申子』参照。また『群書治要』卷三十六引『申子』大體篇にも「形一名」の対は見えていない。

(19) 『史記』老子韓非列伝では「申子之學本於黃老而主刑名」と言われ、同篇の集解引く『新序』も申子と「刑名」を結び付けて語るが、これは漢代の學術観において申子の学が「刑名」の学に分類されることを示すだけであり、申子自

身が「刑名」の語を用いていたことを示すものではないと考える。前掲曹氏博士論文四三頁参照。

(20) ここで木村氏が二柄篇を主道篇に先行させる理由について少しく検討しておきたい。二柄篇は全体が三段の文よりなるが、木村氏が主道篇との類似を指摘するのは次の二箇所である。(1) 二柄篇第二段の文の冒頭から典冠、典衣のエピソードの手前までと、主道篇の「人主之道」から「事不當其言則誅」まで、(2) 二柄篇第三段の文（ただし具体例への言及の部分は省略）と、主道篇の冒頭部から「故曰、去好去惡、臣乃見素。去舊去智、臣乃自備」あたりまで、である。この内(1)については、二柄篇の「爲人臣者、陳而言」以下と、主道篇「故群臣陳其言」以下の重複を指摘し、「故」字があることから、主道篇が二柄篇を引いたのではないかと疑う。しかし「故曰」と明確な形で引用しているわけではないから、これはどちらがどちらを引用したことの決め手にはならないであろう。木村氏は(1)にせよ(2)にせよ主道篇の方が道家的觀念を以てその思想を基礎付けていることから、「思想展開の順序から見ても」二柄篇の方が古いとされる。しかし、道家的觀念がまとわりついていたものを法家の主張へと純化する方向での思想の展開も想定し得る以上（この方向で韓非子思想の展開を想定するものとして貝塚茂樹『韓非』（講談社、人類の知的遺産

十一、一九八二年)がある)、主道篇に道家的觀念が見られることだけで二柄篇の先行を決定付けてしまうわけにはいかないであろう。なお、(2)については、主道篇が「故曰、去好去惡、臣乃見素。去智去舊、臣乃自備」(王念孫『讀書雜誌』により原文の「智」「舊」二字を入れ替える)と引く

部分が、二柄篇では「故曰、去好去惡、臣乃見素」と前二句を引くに止まっております、むしろ主道篇の先行を示すものの如くである。また、木村氏は注目されていないが、二柄篇の第一段では他篇では全く見られない「刑」「徳」の対掌が見えており、『韓非子』の中では異質な部分となっている。このことに注目して二柄篇の後出を疑うものに、鄭良樹『韓非之著述及思想』(台湾・学生書局、一九九三年)がある(その前篇・第二章・第六節参照)。

(21) 《韓非子》校注組『韓非子校注』(江蘇人民出版社、一九八二年)三十五頁、注十一。

(22) 原文では「事」字を重ねるが、重複の一字を削除した。

(23) 『韓非子校注』は注八で「自爲名」の「名」に「言論、主張」との注を与えていて、ここの「言論」は言葉としては金谷訳と一致するが、この注十一の文脈においては「名」が「所謂」に当たると考えてよいであろう。

(24) 金谷訳では「陳而言」の「而」を「其」の意味に読む。なお、主道篇の対応句は「故羣臣陳其言」に作っている。

(25) たとえば、「(形名参同は) 臣下の言行一致と言論の責任を問ひ、迫る方法である。」(長与善郎『韓非子』日本評論社、東洋思想叢書、一九四二年、一一四頁)。

(26) 顧広圻(陳奇猷『韓非子新校注』引く)等により「而」字を補う。

(27) 参考のため、金谷訳を示しておく。

人君たる者の道は、清静と謙退とが貴重である。君主は自分で仕事をしないでいて、臣下(にさせてその仕事の巧拙を見わけ、自分では思慮をめぐらさないでいて、臣下(に考えさせてその吉凶を見ぬく。そこで、君主自身は無言でいても、臣下の方で君の意向に応じてよく発言し、臣下をしばりつけたりしなくとも、臣下の仕事はよくはかどる。臣下の意見が出たとなれば、それを割り符の半分として手にとり、臣下の仕事はかどったとなれば、それも割り符の半分として取っておく。それらの割り符をつきあわせたいうで、賞と罰とが行なわれるのである。

(28) ある行為において予想される「結果」とは、すなわち、その行為を行う者が「目的」とするものである。

(29) 「名」を与える側もまたこのような「名」に関心を持たざるを得ない。誤った「名」を与えるならば、宋君のようにその位を失うこともあり得るし、その位を失わないまでも、

その「名」を与えたことの見識は問われるからである。一例を挙げたい。近刊の池田知久『道家思想の新研究——莊子』を中心として』（汲古書院、二〇〇九年）三四六頁注（19）に次の記述がある。

二〇〇四年十二月、鹿児島大学のT. S. という助教授が、「物化小考」という論文を著して、著者の創始した、『莊子』『淮南子』に見える「物化」・「転生」・「輪廻」の思想に関する以上の学説を剽窃し、あたかも自分自身の手考えた説であるかのように装った。

ここに見えるT. S. とは論者のイニシヤルであり、「物化小考」とは京都大学文学部中国哲学史研究会の『中国思想史研究』第二十七号に掲載された拙論である。池田氏の「創始」された説とは、「転生」・「輪廻」の思想は、もともと中国固有の伝統文化の中、特に道家思想の中に、仏教が伝わる以前からまちがいに存在していた」（同書三一八頁）として、「物化」をそれに当ててゐるものである。他方、拙論においてはそもそも「輪廻」なる語は池田氏の論考に言及する注記において一度用いているだけであつて、本論中でこの語は全く用いていないのであるが（というのも、「物化」を語るに際して「輪廻」の語を用いるのは、この説に対して不要な誤解を与えかねないからである）、敢えて「輪廻」の語を用いて言えば、拙論において論者が示したのは、「物化」

は「輪廻」ではあり得ない」という見解であり、これは池田説と一八〇度反対のものである。にもかかわらず、氏は論者の「行為」に対して「剽窃」との「名」を与えられている。論者はこの「名」を不当なものと考えているが、この「名」の当否ならびにこの「名」を与えた氏の見識については諸賢の判断にゆだねたいと思う。

〔30〕金谷治「古佚書『経法』等四篇について」（『金谷治中国思想論集』中巻）『儒家思想と道家思想』平河出版社、一九九七年、五〇六頁。もと『加賀博士退官記念中国文史哲学論集』一九七九年。ただし、これはいわゆる『黄帝四経』についての記述である。

〔附記〕本論は科学研究費補助金（課題番号一八五二〇〇三七）による成果の一部である。